金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ミズカミアンドカンパニー株式会社
２．住所　東京都品川区北品川４－８－14－201
３．代表者の氏名　代表取締役　水上　博和
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2041号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年10月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年４月１日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ヴァレンス・キャピタル・マネジメント・ケイマン・エルエルシー
２．住所　東京都港区港南二丁目15番１号品川インターシティＡ棟28階
３．代表者の氏名　日本における代表者　日置　清巳
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2070号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年10月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年４月１日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジャパン・アドバイザリー・サービス株式会社
２．住所　東京都港区赤坂４－４－16クレスト赤坂206号
３．代表者の氏名　代表清算人　伍　　倪宏
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2132号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年10月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年４月１日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アカディアン・アセット・マネージメント・エルエルシー
２．住所　アメリカ合衆国　02109　マサチューセッツ州、ボストン、ワン・ポスト・オフィス・スクエア
３．代表者の氏名　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、プレジデント　ロナルド・ディー・フラシュアー
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1722号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年10月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年４月１日

関東財務局長　厚木　　進

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４５２７号
埼玉県三郷市幸房306番地
債務者　三和工業株式会社
代表者代表取締役　橋野　博政
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　賢作
４　破産債権の届出期間　平成22年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０２６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目29番５号
債務者　フリートシステム株式会社
代表者代表取締役　山下　良一
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　朋奈
４　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３２号
東京都文京区大塚５丁目11番７号　ＳＯビル402号
債務者　株式会社くずは新建築研究所
代表者代表取締役　齊藤　節夫
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越谷　哲成
４　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５７号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目５番地
債務者　ミップス株式会社
代表者代表取締役　林　　勤嗣
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
４　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０６７号
東京都渋谷区恵比寿２丁目１番５号　佐々木ビル302
債務者　有限会社マーベルサプライ
代表者取締役　村澤　政基
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川美津子
４　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１１１号
東京都足立区小台２丁目23番10号
債務者　株式会社高橋美術研究所
代表者代表取締役　高橋　勝利
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷原　　誠
４　破産債権の届出期間　平成22年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後２時

東京地方裁判所民事第20部